

記載の手引

目次

- この申告書の用途等、お知らせ…………… 1 ページ
- 税率表
都民税均等割の税率表、事業税及び地方法人特別税の税率表、都民税法人税割の税率表… 2～3 ページ
- 各欄の記載のしかた…………… 4～6 ページ

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、平成 22 年 9 月 30 日以前に解散（合併による解散を除きます。以下同じ。）をした法人が残余財産分配等予納申告（地方税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（以下この記載の手引において「平成 22 年旧地方税法」といいます。）第 53 条第 5 項又は同法第 72 条の 30 の規定による申告）若しくは清算確定申告（同法第 53 条第 5 項又は同法第 72 条の 31 の規定による申告）をする場合又はこれに係る修正申告（同法第 53 条第 27 項若しくは同条第 28 項又は第 72 条の 33 の規定による申告）をする場合に使用してください。
- (2) この申告書の「提出用」及び「提出用写」を、本都内の主たる事務所又は事業所（以下、事務所又は事業所を「事務所等」といいます。）の所在地を所管する都税事務所長又は支庁長に提出してください。
- (3) 平成 22 年 10 月 1 日以後に解散した法人が確定申告をする場合は、第 6 号様式を使用してください。

- ・ 申告内容のご相談や郵送・電子申告による申告書のご提出は、所管の都税事務所（都税支所）・支庁へお願いします。
- ・ 東京都主税局ホームページから、申告書・届出書等の様式がダウンロードできます。他にも、都税事務所（都税支所）・支庁のご案内や都税に関する様々な情報を掲載していますのでご覧ください。（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>）

お知らせ

eLTAX 便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、eLTAX(エルタックス：地方税ポータルシステム)を通じて、インターネットを利用した電子申告、電子申請・届出、電子納税を受け付けています。申告から納税までの手順を一貫して行うことができる便利な電子申告等をぜひご利用ください。

■ 利用可能な手続

平成22年4月1日現在

手続	税目 法人事業税・地方法人特別税・法人都民税	事業所税(23区内)	固定資産税(23区内) (償却資産)
電子申告	○予定申告 ○中間申告 ○確定申告 ○均等割申告 ○清算確定申告 ○修正申告 など	○納付申告 ○修正申告 ○免税点以下申告 ○事業所用家屋貸付等申告	○償却資産申告
電子申請・届出	○法人設立・設置届 ○異動届出 ○法人事業税減免申請※ ○法人税に係る確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出 ○申告書の提出期限の延長の承認申請 ○法人税に係る連結納税の承認等の届出	○事業所等新設・廃止 ○事業所税減免申請 ○みなし共同事業に関する明細	—
電子納税	○本税の納付 ○見込納付 ○加算金の納付 ○延滞金の納付	○本税の納付 ○加算金の納付 ○延滞金の納付	—



※中小企業者向け省エネ促進税制の減免手続も行うことができます。

■ 利用時間・サポートデスク受付時間

8：30～21：00（土日祝、年末年始を除く）

■ お問い合わせ先

・ 利用手続に関すること

eLTAX ホームページ <http://www.eltax.jp/>
eLTAX サポートデスク ☎ 0570-081459
(IP 電話・PHS から：☎ 03-5765-7234)

・ 申告内容や審査、納税に関すること

〔電子申告、電子申請・届出〕 所管の都税事務所の各税目担当係
〔電子納税〕 所管の都税事務所の徴収管理係

2 税率表

※この頁において、「事務所等」とは、事務所又は事業所に加え、寮等を含みます。

(1) 都民税均等割の税率表

税率表の見方

- 1 以下の分類にしたがって、Ⅰ～Ⅲ表を参照してください。
 - (1) 都内の**特別区のみ**に事務所等を有する法人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **Ⅰ表**
 ・2以上の特別区に事務所等を有する場合は、主たる事務所等所在の特別区の均等割額に、従たる事務所等所在の特別区の数に応じた均等割額を加算します。
 - (2) 都内の**特別区と市町村**に事務所等を有する法人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **Ⅱ表**
 (事業年度途中で特別区・市町村間の異動をした法人を含みます。)
 ・道府県分の均等割額と、事務所等が所在する特別区の数に応じた特別区分の均等割額を合算します。
 - (3) 都内の**市町村のみ**に事務所等を有する法人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **Ⅲ表**

※Ⅱ表、Ⅲ表に該当する法人は、市町村分の均等割を各市町村へ申告してください。
- 2 「法人の区分」の「公共法人、公益法人等など」に該当するのは、以下の法人です。
 - (1) **公共法人**（法人税法別表第1に掲げる法人）
公益法人等（法第24条第5項、第294条第7項に規定する法人）
 ・法第25条第1項、第294条第1項の規定により均等割を課することができないものを除きます。
 ・公益法人等のうち、法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除きます。
 - (2) **収益事業を行う人格のない社団等**
 - (3) **一般社団法人・一般財団法人**
 - (4) **その他の資本金の額又は出資金の額を有しない法人**
 ・保険業法に規定する相互会社を除きます。

(年額、単位：円)

法人の区分	特別区内の 従業者数	Ⅰ表		Ⅱ表		Ⅲ表	
		特別区のみ に事務所等を有する法人		特別区と市町村に 事務所等を有する法人		市町村のみ に事務所等を有する法人	
		主たる事務所等が 所在する特別区 (道府県分+特別区分)	従たる事務所等が 所在する特別区 (特別区分)	道府県分	特別区分	道府県分	
公共法人、公益法人等 など	—	70,000	50,000	20,000	50,000	20,000	
上記以外の法人 資本金等の額	1千万円以下	50人以下	70,000	50,000	20,000	50,000	20,000
		50人超	140,000	120,000		120,000	
	1千万円超～1億円以下	50人以下	180,000	130,000	50,000	130,000	50,000
		50人超	200,000	150,000		150,000	
	1億円超～10億円以下	50人以下	290,000	160,000	130,000	160,000	130,000
		50人超	530,000	400,000		400,000	
	10億円超～50億円以下	50人以下	950,000	410,000	540,000	410,000	540,000
		50人超	2,290,000	1,750,000		1,750,000	
	50億円超～	50人以下	1,210,000	410,000	800,000	410,000	800,000
		50人超	3,800,000	3,000,000		3,000,000	

資本金等の額

資本金等の額とは、①「資本金の額又は出資金の額」と、②「株主等から法人に払込み又は給付をした財産の額で、資本金の額又は出資金の額として組み入れられなかったもの等(例:資本準備金、加入金)」の合計額(①+②)をいいます。(法人税法施行令第8条、同第8条の2) 保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として地方税法施行令第6条の23の2(第45条の3の2)の規定により算定した金額を指します。

資本金等の額の判定時期は、申告の種類によって異なります。

- ①確定申告書、仮決算による中間申告書、清算予納申告書又は清算確定申告書
各申告書にかかる法人税額の課税標準の算定期間の末日(事業年度の末日)
- ②予定申告書
当該予定申告書にかかる6月の期間の直前の法人税額の課税標準の算定期間の末日(前事業年度の末日)

従業者

均等割の算定に用いる従業者とは、事務所等に勤務し給与の支払いを受けるべき者をいいます。派遣労働者や、アルバイト、パートタイマー、日雇者等の他、非常勤の者(例えば重役や顧問)も従業者数に含めて算定してください。
従業者数の算定にあつては、当該特別区内にある事務所等の算定期間末日現在の従業者数の合計を記載してください。

均等割の計算

事務所等を有していた期間が1年に満たない場合の均等割は、(年額×事務所等を有していた月数)÷12 の算式により算出します。
月数の算定は、暦にしたがって計算し、1月に満たない端数が生じたときは切り捨てます。ただし、その期間の全部が1月に満たないときは、1月とします。また、算出した税額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。

(2) 事業税及び地方法人特別税の税率表

以下の分類にしたがって、Ⅰ～Ⅲ表を参照してください。

- | | |
|---|----|
| 1 一般の法人（2、3以外の法人） | Ⅰ表 |
| 2 外形標準課税法人（平成16年4月1日以降に解散した法人で、解散時の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人。ただし、公共法人、公益法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人、一般財団法人は除きます。） | Ⅱ表 |
| 3 特別法人（法人税法別表第3に掲げる協同組合等及び医療法人） | Ⅲ表 |

Ⅰ表 一般の法人(外形標準課税法人を除く)

解散年月日	事業税	基準法人所得割算定 のための標準税率	地方法人特別税
昭和50年10月1日～昭和63年9月30日	13.2%	/	/
昭和63年10月1日～平成10年3月31日	12.6%		
平成10年4月1日～平成11年3月31日	11.55%		
平成11年4月1日～平成20年9月30日	10.08%		
平成20年10月1日以後	5.78%		

Ⅱ表 外形標準課税法人

解散年月日	事業税	基準法人所得割算定 のための標準税率	地方法人特別税
平成16年4月1日～平成20年9月30日	7.56%	/	/
平成20年10月1日以後	3.26%		

Ⅲ表 特別法人

解散年月日	事業税	基準法人所得割算定 のための標準税率	地方法人特別税
昭和50年10月1日～昭和63年9月30日	8.8%	/	/
昭和63年10月1日～平成10年3月31日	8.4%		
平成10年4月1日～平成11年3月31日	7.875%		
平成11年4月1日～平成20年9月30日	6.93%		
平成20年10月1日以後	3.93%		

(3) 都民税法人税割の税率表

解散年月日	23区内に事務所等 がある場合	市町村に事務所等 がある場合
昭和50年10月1日～昭和56年7月31日	20.7%	6.2%
昭和56年8月1日以後	20.7%	6%

解散年月日が昭和50年9月30日以前の場合の税率は、所管する都税事務所又は支庁にお問い合わせください。

3 各欄の記載のしかた

区分	各欄の記載のしかた	留意事項
1	「※処理事項」	記載する必要はありません。
2	金額の単位区分(けた)のある欄 単位区分に従って正確に記載してください。 また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付してください(「この申告により納付すべき法人税割額⑪」の欄、「この申告により納付すべき均等割額⑫」の欄、「この申告により納付すべき事業税額⑬」の欄又は「この申告により納付すべき地方法人特別税額⑭」の欄に記載すべき金額が赤字額となる場合で、その金額に10円単位の端数があるときは、これらの欄の「00」を「0」としたうえで記載します。)	
3	「法人名」 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
4	「所在地」 本店の所在地を記載してください。 なお、2以上の都道府県に事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)を有する法人で、他の道府県に本店がある場合は、本都内の主たる事務所等の所在地を併記してください。	
5	「清算人自署押印」又は「経理責任者自署押印」 この申告書の作成時における法人の業務を主宰している者又は経理の責任者が自署し、押印してください。	2以上の都道府県に事務所等を有する法人で本店が他の道府県に所在する場合は、記名押印で差し支えありません。
6	「従前の事業種目」 解散法人の事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。 なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付してください。	
7	「資本金の額又は出資金の額」及び「資本金等の額」 残余財産の確定した日現在における資本金の額又は出資金の額、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額)をそれぞれの欄に記載します。 なお、「資本金の額又は出資金の額」の()内には、同日現在における資本金の額又は出資金の額が解散の日における資本金の額又は出資金の額と異なる場合に、解散の日における当該金額を記載します。	
8	「平成□年□月□日」 解散の日を記載してください。	
9	「都民税・事業税・地方法人特別税の残余財産分配等予納・清算確定申告書」 次に該当するものに○印を付してください。 (1) 法人税の残余財産分配等予納申告書及び平成22年旧地方税法第72条の30第1項の規定による申告の場合は、「残余財産分配等予納」 (2) 法人税の清算確定申告書及び平成22年旧地方税法第72条の31第1項の規定による申告の場合は、「清算確定」 (3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合は、該当するものに○印を付し、空欄に「修正」と記載します。	
10	「法人税法の規定によって計算した法人税額 ①」 法人税の申告書(別表20(2))の7の欄の金額(同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額)を記載します。	2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び本都の特別区と市町村とに事務所等を有する法人(以下「都内分割法人」といいます。)は、「課税標準の分割に関する明細書」(第10号様式)に記載のうえ当該⑧の欄の金額を第9号様式③の欄に記載します。
11	「法人税法第100条の規定による所得税額の控除額 ②」 法人税の申告書(別表20(2))の29の欄の金額のうちみなし配当の25%に相当する金額を除いた金額を記載します。	
12	「課税標準となる法人税額 ③」 (1) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人は、「課税標準の分割に関する明細書」(第10号様式)の⑧の欄の金額を記載します。	
13	「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額 ④」 2以上の都道府県に事務所等を有する法人の場合は、この申告書の⑦及び⑩の欄の金額の合計額を記載します。	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。
14	「法人税割額 ③又は④×100 ⑤」 ⑧及び⑩の欄の金額の合計額を記載します。	
15	「利子割額に関する計算」(②から⑤までの欄) (1) これらの欄は、この申告書が清算確定申告書又はその申告に係る修正申告書であるときに記載します。 (2) ②の欄には、「利子割額の控除・充当・還付に関する明細書」(第6号様式別表4の4)の「計5」の③の欄及び「利子割額の都道府県別明細書」(第9号の2様式)の「合計⑧」の欄と同じ金額を記載します。 (3) ②の欄には、②の欄の金額と⑤の欄の金額のうち少ない金額を記載します。	(2)、(3) ②及び②の欄は、この申告前の申告書に記載された金額に異動がない場合であっても必ず記載します。

区分	各欄の記載のしかた	留意事項
	<p>(4) ㉓の欄には、㉒の欄の金額から㉑の欄の金額を控除した金額を記載します。 なお、この申告書が清算確定申告書である場合には、この金額を㉔の欄に移記します。</p> <p>(5) ㉔の欄には、この修正申告前の申告書の㉓の欄の金額を記載します。 なお、この修正申告が更正後初めて提出するものである場合には、当該更正において法人税割額から控除しきれなかった利子割額に相当する金額を記載します。 また、これらの金額のうちまだ還付決定されていないものがある場合であっても上記の金額を記載します。</p> <p>(6) ㉕の欄には、㉔の欄の金額から㉓の欄の金額を控除した金額を記載します。</p>	<p>(5)、(6) ㉔及び㉕の欄は、この申告書が清算確定申告に係る修正申告書である場合に記載します。</p>
16	<p>「利子割額の控除額 ⑥」 ㉑の欄の金額を記載します。</p>	
17	<p>「差引法人税割額 ⑦」 この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p>	
18	<p>「既に納付の確定した法人税割額 ⑧」 「清算中の各事業年度分」の欄には、当該税額が法人税の清算事業年度予納申告に基づく申告の場合に当該税額の計算の基礎となった事業年度をそれぞれ記載し、「一部の分配又は引渡し分」の欄には、当該税額が法人税の残余財産分配等予納申告に基づく申告の場合に当該分配又は引渡しの年月日をそれぞれ記載します。 なお、修正申告又は更正若しくは決定分については、その修正申告又は更正若しくは決定の基礎となった申告分に含めて当該申告分の欄に記載します。</p>	
19	<p>「この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した法人税割額 ⑨」 この申告の前の修正申告書で既還付請求利子割額が過大である場合の納付額があった法人は、その修正申告書の㉑の欄の金額を含めなくて記載します。 また、この申告の前の更正において既還付請求利子割額が過大である場合の納付額があった法人についても同様に、「既還付請求利子割額が過大である場合の納付額」を含めなくて記載します。</p>	
20	<p>「既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ⑩」 ㉕の欄の金額を記載します。 この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p>	<p>この申告書が清算確定申告に係る修正申告書である場合に記載します。</p>
21	<p>「均等割額」(㉒から㉕までの欄) (1) これらの欄は、法人税の清算確定申告書による申告及びその申告に係る修正申告の場合にのみ記載します。 (2) ㉒の欄の月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。 (3) ㉓の欄は、次に掲げる法人の区分ごとに、下記の金額を記載してください。 ア. 特別区に事務所等又は寮等を有する法人 2ページの都民税均等割の税率表のⅠ表又はⅡ表により、「均等割額の計算に関する明細書」(第6号様式別表4の3)を作成し、その⑧の欄の金額 イ. 本都内の市町村のみに事務所等又は寮等を有する法人 2ページの都民税均等割の税率表のⅢ表により算定した金額 (4) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。</p>	<p>算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合の月数は、新設又は廃止の日を含めて計算します。</p>
22	<p>「この申告により納付すべき都民税額 ⑪+⑮ ⑯」 ⑪又は⑮の欄のいずれかに△印を付した金額の記載がある場合は、プラスの金額のみを記載します。 また、双方がマイナスの場合は、0を記載します。</p>	
23	<p>「東京都に申告する場合の⑤の計算」(⑰から⑳までの欄) (1) ⑰の欄は、特別区にのみ事務所等を有する法人にあつては③の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあつては「課税標準の分割に関する明細書」(第10号様式)の都民税の「分割課税標準額」の「本都分」の「特別区分」の欄の金額を記載します。 (2) ⑱の欄は、本都内の市町村のみに事務所等を有する法人にあつては③の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあつては「課税標準の分割に関する明細書」(第10号様式)の都民税の「分割課税標準額」の「本都分」の「市町村分」の欄の金額を記載します。 ただし、本都の2以上の市町村に事務所等を有する法人は、次の算式により算定した金額を記載します。 $\text{法人税額} \times \frac{\text{本都の市町村分の従業者数}}{\text{従業者の総数}}$ (3) ⑰及び⑱の欄の課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p>	<p>⑱及び⑳の欄の税額計算にあたっては、3ページの都民税法人税割の税率を参照して、解散時の税率を適用してください。</p>

区分	各欄の記載のしかた	留意事項
24	「清算所得金額の総額 ㉘」 (1) 残余財産分配等予納申告の場合 法人税の明細書(別表20(3))の8の欄の金額(同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額) (2) 清算確定申告の場合 法人税の明細書(別表20(3))の39の欄の金額(同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額)	
25	「課税標準となる清算所得金額 ㉙」 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては㉘の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては「課税標準の分割に関する明細書」(第10号様式)の事業税の「分割課税標準額」の「本部分」の欄の金額を記載します。この場合において、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	
26	「事業税額(㉙×100) ㉚」 この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	3ページの事業税及び地方法人特別税の税率表を参照して、解散時の税率を適用してください。
27	「既に納付の確定した所得割額」 既に納付の確定した所得割額の「清算中の各事業年度分」の欄には、当該税額が清算事業年度予納申告の場合に、当該税額の計算の基礎となった事業年度をそれぞれ記載し、「一部の分配又は引渡し分」の欄には、当該税額が残余財産分配等予納申告の場合に当該分配又は引渡しの年月日をそれぞれ記載します。 なお、修正申告又は更正若しくは決定分については、その修正申告又は更正若しくは決定の基礎となった申告分に含めて当該申告分の欄に記載します。	
28	「課税標準となる事業税額 ㉛」 「基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書」(第6号様式別表14)の「軽減税率不適用法人の金額又は清算所得金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載してください。	㉛から㉞の欄は、解散年月日が平成20年10月1日以後の申告の場合に記載します。
29	「地方法人特別税額(㉛×100) ㉜」 この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	㉜欄の税額計算にあたっては、3ページの事業税及び地方法人特別税の税率表を参照して、解散時の税率を適用してください。
30	「既に納付の確定した地方法人特別税額」 既に納付の確定した地方法人特別税額の「清算中の各事業年度分」の欄には、当該税額が清算事業年度予納申告の場合に、当該税額の計算の基礎となった事業年度をそれぞれ記載し、「一部の分配又は引渡し分」の欄には、当該税額が残余財産分配等予納申告の場合に当該分配又は引渡しの年月日をそれぞれ記載します。なお、修正申告又は更正若しくは決定分については、その修正申告又は更正若しくは決定の基礎となった申告分に含めて当該申告分の欄に記載します。	
31	「利子割額の均等割への充当」 利子割額のうち法人税割額から控除することができなかった金額について、均等割に充当を希望する場合は「希望する」欄に、充当を希望しない場合は「希望しない」欄にそれぞれチェックしてください。 なお、当該対象法人に未納に係る地方公共団体の徴収金がある場合、「希望しない」にチェックしても、当該徴収金に充当されます。	
32	「還付請求」の「予納額 ㉝」 法人税の予納申告に係る道府県民税の法人税割額並びに事業税額及び地方法人特別税額の清算中の予納額の還付を受けようとする場合において、還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求額として記載する額は、㉜の欄(事業税額)と㉞の欄(地方法人特別税額)の合算額、㉟の欄(法人税割額)及び㉚の欄(均等割額)のうち、△印を付した額の合計額と同額になります。	
33	「還付請求」の「利子割額 ㉞」 利子割額の還付を受けようとする場合において還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求額として記載する額は、以下のとおりです。 (1) 利子割還付額の均等割への充当を、「希望する」とした場合 均等割に充当される額を控除した後の額(㉞の欄の額から㉚の欄の額を控除した金額となります。)を記入してください。 (2) 利子割還付額の均等割への充当を、「希望しない」とした場合 ㉞の欄に記載した金額と同額になります。	